

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 神々廻地域

(1) 現況

本地域は、神崎川沿いの平坦地に広がる水田と高台の畑地帯があり、市特産の梨や出荷組合によるネギをはじめとした野菜の生産が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加しており、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

2. 平塚地域

(1) 現況

本地域は、手賀沼沿いの平坦地及び谷津に広がる水田のほかに平地部に畑地帯が広がっており、市特産の梨の生産や多種多様な野菜の生産が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加しており、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

3. 十余一地域

(1) 現況

本地域は、水田がほとんどなく平地部に畑地帯が広がっており、市特産の梨の生産や多種多様な野菜の生産が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加しており、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

4. 今井地域

(1) 現況

本地域は、手賀沼に注ぐ金山落に沿う平坦地に広がる水田地帯となっており、稲作が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加している。また、金山落しに沿って、今井の桜とよばれる桜並木が約280本広がっており、市内において、桜の名所のひとつとなっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図るとともに、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

5. 富塚地域

(1) 現況

本地域は、手賀沼に注ぐ金山落に沿う平坦地に広がる水田地帯と市街化に近接した畑地帯に分かれており、農業が盛んである。しかし、畑地の宅地化による減少、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

6. 名内地域

(1) 現況

本地域は、手賀沼に注ぐ金山落に沿う平坦地に広がる水田地帯となっており、稲作が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加している。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

7. 中地域

(1) 現況

本地域は、水田は少なく、工業団地周辺の畑地帯において市特産の梨や多種多様な露地野菜の生産が盛んである。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

8. 谷田地域

(1) 現況

本地域は、神崎川沿いの平坦地に広がる水田と国道464号線沿いの普通畑での多種多様な野菜生産が行われている。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、農業用施設の多面的機能を確保し、また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

9. 清戸地域

(1) 現況

本地域は、神崎川沿いの平坦地に広がる水田と普通畑での多品目の野菜生産が行われている。しかし、農業者の減少や高齢化等により耕作放棄地が増加傾向にあり、最近では、近隣市の農業者が耕作放棄地を活用して大豆栽培を進めている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、地球温暖化防止や生物多様性を保全し、付加価値の高い作物を生産することで、地域農業の振興を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	神々廻地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
②	平塚地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
③	十余一地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
④	今井地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
⑤	富塚地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
⑥	名内地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
⑦	中地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業

⑧	谷田地域	法第3条第3項第1号および同項第3号に掲げる事業
⑨	清戸地域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第1号および同項第3号事業の推進にあたっては、必要に応じて推進組織を活用できることとします。